南あわじ市広告入り封筒寄贈者募集要項

広告を掲載した封筒を作成し、南あわじ市に寄贈してくださる事業者を次のとおり募集します。

なお、応募に当たっては、南あわじ市広告掲載要綱（平成 19 年南あわじ市告示第 15 号）及び南あわじ市広告入り封筒の寄贈に関する要綱（平成 20 年南あわじ市告示第 51 号）を確認のうえ、応募してください。

1. 封筒について

用途		南あわじ市の総合窓口センター、出張所、市民交流センターなどの窓口で、証明書等の持ち帰り用として使用します。
規格	サイズ	長形 3 号（縦 23.5cm、横 12.0cm） 角形 6 号（縦 23.5cm、横 16.0cm） 角形 2 号（縦 33.2cm、横 24.0cm）
	紙色	指定なし
	紙厚	70g／㎡以上
	材質	古紙配合の再生紙使用
募集枚数		2 万 2 千枚

2. 広告規格及び内容等について

掲載位置	長形3号　封筒裏面 角形6号　封筒両面下半部 角形2号　封筒両面下半部 ※広告部以外の封筒表面及び両面上半部には、市が指定する文言等を印刷していただきます
広告の大きさ	長形3号　縦20cm、横10cm　以内（1 面） 角形6号　縦 7.5cm、横 15cm　以内（2 面） 角形2号　縦11cm、横20cm　以内（2面）
印刷色	自由
広告掲載が望ましくない業種・広告	・南あわじ市広告掲載要綱第2条に反するもの ・長期間にわたり使用するものであるため事前的な広告
特記事項	・広告は規定する大きさ内で自由に掲載でき、複数の広告を掲載することも可能です。 ・広告の下部に「この封筒及び広告は寄贈者により製作されました」等の文字を印刷していただきます。 ・掲載内容等については、事前に南あわじ市と寄贈者で協議し、南あわじ市の承諾を受けた後に作成して下さい。

3.応募の制限

次の各号のいずれかに該当するものは、応募することができません。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する者及びこれに類するもの

・貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定するか貸金業に該当するもの

・市税を滞納しているもの

・法律に定めのない医業類以行為を行うもの

・私的な秘密事項の調査に関するもの

・その他広告媒体に掲載する業種または事業者として不適当であると市長が認めるもの

4. 納入時期について

協議により決定

（令和9年 4 月末を予定）

5. 提出書類

・広告入り封筒寄贈申込書（様式第1号）

・広告原稿案等掲載しようとする広告の内容がわかるもの

・承諾書

※複数の事業者の広告掲載を予定している場合は、代表者が「広告入り封筒の寄贈申込書（様式第1号）」を提出してください。承諾書は事業者ごとに作成したものを提出してください。

6.応募方法

⑴提出場所

〒656－0492

南あわじ市役所　市民部　総合窓口センター（市役所1階）

⑵提出方法

持参または郵送

（持参の場合）

土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

（郵送の場合）

一般書留または簡易書留により送付ください

⑶募集期間

令和8年11月4日（水曜日）から11月30日（月曜日）まで

※郵送の場合は11月30日必着

⑷その他

・提出に要する費用は、応募者負担とさせていただきます。

・市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあります。

7. 寄贈者の決定方法

提出された書類に基づき、南あわじ市広告掲載要綱及び南あわじ市広告入り封筒の寄贈に関する要綱に適合しているかを審査したうえで、寄贈者の受け入れを決定します。

8. 留意事項

⑴市は、寄贈された広告入り封筒が本市で使用するものとして適当でないと認めるとき、または寄贈者の責めに帰する理由によりその使用に不適当な事情が生じたときは、当該封筒の仕様を中止します。

⑵本要項に定めがない事項については、南あわじ市と寄贈者で協議して定めることとします。

9. 問い合わせ先

南あわじ市役所　総合窓口センター

〒6565－0492

南あわじ市市善光寺22番地1

TEL　0799－43－5212　　FAX　0799-43-5312